

【日本語母語話者常勤講師募集要項】

1. 勤務機関名：名古屋大学ハノイ日本法教育研究センター
2. 勤務地：ベトナム、ハノイ市内（ハノイ法科大学内）
3. 採用予定日：2025 年 10 月 1 日以降のできるだけ早い時期
4. 各条件等は以下の通り：
 - 1) 応募資格
 - ① 学歴：大卒以上（大学院修士課程修了者が望ましい）
 - ② 日本語教育に関する資格：以下の a, b, c, d を 1 つ以上満たす方
 - a: 大学または大学院で日本語・日本語教育関連分野を専攻
 - b: 420 時間以上の日本語教師養成講座修了
 - c: 日本語教育能力検定試験に合格
 - d: そのほか日本語教育に関する資格を有する方
 - ③ 日本語教育経験（個人教授を除く）：以下の A, B, C をすべて満たす方
 - A: 日本語初級、中級、上級レベルで 3 年以上の常勤講師経験がある方
（労働許可証取得に上記日本語教育経験を証明する書類が必要なため、書類審査通過者は、二次審査の際に当該証明書をご提出下さい。）
 - B: 教案・試験の作成可能な方
 - C: 日本語教育関連の学位を持つ方
 - ④ 国外での生活に適應する体力と意欲のある方（海外での生活経験がある方が望ましい）
 - ⑤ パソコン操作に抵抗がない方（Word、Excel、Power Point、e-mail、Zoom、Teams などを頻繁に使用する）
 5. 勤務条件
 - ① 勤務日：月曜日～金曜日 ベトナムの祝祭日は休み
 - ② 勤務時間：原則として 1 日 7 時間 45 分（コアタイム：10 時～16 時）
 - ③ 業務内容（主に以下の 3 つ）
 - A: 日本語科目の授業担当（1 年生～4 年生）
 - * 日本事情、日本史、公民などの授業を担当する可能性もある
 - * 担当授業コマ数は、1 週間に 5～7 コマ程度（1 コマは 90 分）
 - B: 学年主任業務
 - C: センター運営に関する補助業務
 6. 勤務形態：常勤講師 * 名古屋大学ベトナム代表オフィスとの労働契約による。
 7. 待遇：月給 39, 723, 299 ドン～50, 378, 748 ドン（グロス）

- *日本語教育経験、学歴、資格等により決定（名古屋大学ベトナム代表オフィス賃金テーブルに応じて支給）
- *海外旅行保険は名古屋大学負担
- *労働許可証、ビザ取得費用は名古屋大学負担（手続きも名古屋大学が行う）
- *有給休暇あり
- *渡航費の支給なし

8. 応募方法

書類審査と二次審査により審査いたします。詳細は以下の通りです。

1) 書類審査

応募される方は、以下3点をPDFファイルで添付し送付してください。

- ① 履歴書（写真はデータで添付する）
- ② 志望動機（WordA4 サイズ1枚、様式自由）
- ③ 教案（『みんなの日本語 初級Ⅰ』 第19課 V（た形） ことがあります）
 - *反転授業（語彙・文法は自習済み）を行う場合の対面授業45分の教案を作成してください。枚数・書式自由。

以上の書類が揃っていない場合には応募書類を受理しません。

- 2) 二次審査：面接、中上級レベル対面授業の模擬授業（対面、またはオンラインで実施）
書類審査を通過された方には、速やかにお知らせし、二次審査について連絡します。
審査に合格されなかった方にも、結果を連絡します。

9. 応募締切日：2025年6月15日

10. 連絡先：

ハノイ法科大学, 87 Nguyen Chi Thanh, Dong Da, Ha Noi, Viet Nam

電話 +84-24-3773-9048

Eメール cjl-vietnam@law.nagoya-u.ac.jp

11. 備考

名古屋大学日本法教育研究センターは、ハノイ法科大学と提携し、日本の法律を日本語で学び、自国の法整備に役立たせることのできる人材を育成しています。センターでは、集中的な専門日本語教育が4年間行われているほか、2年生からは、日本史および公民の授業が、3年生からは日本語による日本法の授業が行われています。毎年、センター

修了生のうち、2~4名は、名古屋大学大学院法学研究科の修士課程に進みます。

- ・現在、日本語講師6名（常勤日本人2名、常勤ベトナム人2名、非常勤2名）、日本法講師1名で授業を担当しています。（2025年4月時点）

- ・学生数は、1年生23名、2年生11名、3年生7名、4年生11名、留学中2名、計54名です。（2025年4月時点）